

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和七年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（第一部会・令和七年度第一回）

二 開催日時

令和七年五月二十六日 午前十時から午前十二時まで

三 開催場所

広島県庁本館一階一〇一会議室

四 出席した委員

手塚委員、酒井委員、岩元委員

五 議事の概要

1 令和五年度諮問第六号事案について、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）が事案説明を行った。

2 前項の事案について、審議を行った。

3 第一項の事案の調査審議に当たり、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行うことが必要と認めたため、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号）第十条第六項の規定により、これを行うための決議を行った。

4 令和六年度諮問第一号事案について、審査会事務局が事案説明を行った。

5 前項の事案について、審議を行った。